

令和5年12月市議会定例会提出予定案件

(諮問)

- 1 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
- 2 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
- 3 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
- 4 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
- 5 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて

(議案)

- 1 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 2 茨木市土砂埋立て等の規制に関する条例の廃止について
- 3 茨木市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 4 茨木市消防関係手数料条例の一部改正について
- 5 茨木市立コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 6 茨木市市民総合センターの指定管理者の指定について
- 7 茨木市立東市民体育館の指定管理者の指定について
- 8 茨木市保健医療センターの指定管理者の指定について
- 9 ダムパークいばきたの指定管理者の指定について
- 10 工事請負契約の変更について（市道野々宮3号線橋梁上部工事）
- 11 令和5年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第4号）

(報告)

- 1 令和5年度上半期大阪府茨木市財政状況報告について
- 2 令和5年度上半期大阪府茨木市下水道等事業業務状況報告について
- 3 令和5年度上半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について

| | | |
|---------|--|-------|
| 諮問第2号 | 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて | 【人事課】 |
| ○ 現委員 | うらの ゆみ こ 浦野 祐美子 | |
| ○ 任 期 | 令和6年6月30日任期満了 初就任 平成21年4月1日就任 5期目（任期3年） | |
| ○ 選任予定者 | | |
| 諮問第3号 | 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて | 【人事課】 |
| ○ 現委員 | かじ たか はる 梶 隆治 | |
| ○ 任 期 | 令和6年6月30日任期満了 初就任 平成24年4月1日就任 4期目（任期3年） | |
| ○ 選任予定者 | | |
| 諮問第4号 | 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて | 【人事課】 |
| ○ 現委員 | やま だ ひろ み 山田 ひろ美 | |
| ○ 任 期 | 令和6年6月30日任期満了 初就任 平成24年4月1日就任 4期目（任期3年） | |
| ○ 選任予定者 | | |
| 諮問第5号 | 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて | 【人事課】 |
| ○ 現委員 | きた がわ とよ こ 北川 都代子 | |
| ○ 任 期 | 令和6年6月30日任期満了 初就任 平成30年7月1日就任 2期目（任期3年） | |
| ○ 選任予定者 | | |
| 諮問第6号 | 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて | 【人事課】 |
| ○ 現委員 | おか むら せつ え 岡村 節恵 | |
| ○ 任 期 | 令和6年6月30日任期満了 初就任 平成30年7月1日就任 2期目（任期3年） | |
| ○ 選任予定者 | | |

○ 令和5年人事院勧告に基づく給与改定の実施等に伴う所要の改正

・主な改正内容

〈一般職の職員の給与に関する条例〉

①給料表の改定

平均改定率+1.1%（若年層を重点的に改定）

※会計年度任用職員については本条例を準用

②期末手当の率の引き上げ

ア 一般職員（再任用職員・特定任期付職員以外） +0.05月分

令和5年度 6月：1.20月（改定なし）、12月：1.20月→1.25月

令和6年度以降：6月：1.20月→1.225月、12月：1.25月→1.225月

※会計年度任用職員については本条例を準用

イ 再任用職員 +0.025月分

令和5年度 6月：0.675月（改定なし）、12月：0.675月→0.7月

令和6年度以降：6月：0.675月→0.6875月、12月：0.7月→0.6875月

ウ 特定任期付職員 +0.1月分

令和5年度 6月：2.2月（改定なし）、12月：2.2月→2.3月

令和6年度以降：6月：2.2月→2.25月、12月：2.3月→2.25月

③勤勉手当の率の引き上げ

ア 一般職員（再任用職員以外） +0.05月分

令和5年度 6月：1.00月（改定なし）、12月：1.00月→1.05月

令和6年度以降：6月：1.00月→1.025月、12月：1.05月→1.025月

イ 再任用職員 +0.025月

令和5年度 6月：0.475月（改定なし）、12月：0.475月→0.5月

令和6年度以降：6月：0.475月→0.4875月、12月：0.5月→0.4875月

〈会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例〉

④会計年度任用職員への勤勉手当の支給について新たに規定

令和6年度以降：6月：1.025月、12月：1.025月

・関係条例の一部改正（期末手当 +0.1月等）

市議会議員の議員報酬等に関する条例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市職員の育児休業等に関する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

- ・施行日
- ① 公布の日（令和5年4月1日適用）
※会計年度任用職員については令和6年1月1日適用
 - ②・③ 公布の日（令和5年12月1日適用）
 - ④ 令和6年4月1日

○ 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う条例の廃止

・ 廃止理由

市域全域が大阪府による規制区域の指定を受け、宅地造成による盛土等が法律に基づいた全国一律の基準で規制されるため。

・ 施行日 令和6年4月1日

| | | |
|---|----------------------------|---------|
| 議案第78号 | 茨木市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について | 【水道総務課】 |
| <p>○ 給水人口の増加に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> 給水人口 「286,000人」 → 「290,000人」 ・ 施行日 公布の日 | | |
| 議案第79号 | 茨木市消防関係手数料条例の一部改正について | 【予防課】 |
| <p>○ 高圧ガス保安法の改正による地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> 液化石油ガス法に基づく貯蔵施設等の設置工事に係る完成検査について、高圧ガス保安法における認定高度保安実施者が行う完成検査の要件を満たしている場合の手数料を規定 (5,800円/件) ・ 施行日 令和5年12月21日 | | |

| | | |
|---------|--|--|
| 議案第80号 | 茨木市立コミュニティセンターの指定管理者の指定について【地域コミュニティ課】 | |
| ○ 施設の名称 | ①茨木市立葦原コミュニティセンター ②茨木市立中津コミュニティセンター ③茨木市立庄栄コミュニティセンター ④茨木市立水尾コミュニティセンター ⑤茨木市立郡コミュニティセンター ⑥茨木市立西河原コミュニティセンター ⑦茨木市立穂積コミュニティセンター ⑧茨木市立畑田コミュニティセンター ⑨茨木市立東コミュニティセンター | ⑩茨木市立豊川コミュニティセンター ⑪茨木市立彩都西コミュニティセンター ⑫茨木市立三島コミュニティセンター ⑬茨木市立大池コミュニティセンター ⑭茨木市立春日コミュニティセンター ⑮茨木市立東奈良コミュニティセンター ⑯茨木市立沢池コミュニティセンター ⑰茨木市立山手台コミュニティセンター ⑱茨木市立玉櫛コミュニティセンター |
| ○ 指定管理者 | ①茨木市新和町21番27号 葦原コミュニティセンター管理運営委員会 ②茨木市桑田町13番29号 中津コミュニティセンター管理運営委員会 ③茨木市庄二丁目26番12号 庄栄コミュニティセンター管理運営委員会 ④茨木市水尾二丁目9番15号 水尾コミュニティセンター管理運営委員会 ⑤茨木市郡五丁目12番11号 郡コミュニティセンター管理運営委員会 ⑥茨木市西河原北町7番21号 西河原コミュニティセンター管理運営委員会 ⑦茨木市下穂積一丁目7番5号 穂積コミュニティセンター管理運営委員会 ⑧茨木市畑田町3番6号 畑田コミュニティセンター管理運営委員会 ⑨茨木市学園町4番18号 東コミュニティセンター管理運営委員会 ⑩茨木市藤の里二丁目16番8号 豊川コミュニティセンター管理運営委員会 ⑪茨木市彩都あさぎ一丁目3番4号 彩都西コミュニティセンター管理運営委員会 ⑫茨木市西河原二丁目7番12号 三島コミュニティセンター管理運営委員会 ⑬茨木市舟木町11番35号 大池コミュニティセンター管理運営委員会 ⑭茨木市上穂積二丁目13番30号 春日小学校区地域協議会 ⑮茨木市東奈良三丁目8番5号 東奈良小学校区地域協議会 ⑯茨木市南春日丘五丁目1番21号 沢池コミュニティセンター管理運営委員会 ⑰茨木市山手台三丁目32番2号 茨木市山手台街づくり協議会 ⑱茨木市沢良宜東町5番39号 玉櫛小学校区地域協議会 | |
| ○ 指定の期間 | 令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間） | |

| | | |
|--|--------------------------|-----------|
| 議案第81号 | 茨木市市民総合センターの指定管理者の指定について | 【文化振興課】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の名称 茨木市市民総合センター ○ 指定管理者 茨木市駅前四丁目6番16号 公益財団法人 茨木市文化振興財団 ○ 指定の期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間） | | |
| 議案第82号 | 茨木市立東市民体育館の指定管理者の指定について | 【スポーツ推進課】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の名称 茨木市立東市民体育館 ○ 指定管理者 茨木市学園町4番18号 特定非営利活動法人 茨木東スポーツクラブ レッツ ○ 指定の期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間） | | |

| | |
|---|---|
| 議案第83号 | 茨木市保健医療センターの指定管理者の指定について 【医療政策課、健康づくり課】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の名称 茨木市保健医療センター ○ 指定管理者 茨木市春日三丁目13番5号 一般財団法人 茨木市保健医療センター ○ 指定の期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間） | |
| 議案第84号 | ダムパークいばきたの指定管理者の指定について 【北部整備推進課】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の名称 ダムパークいばきた ○ 指定管理者 大阪府中央区北浜東4番33号 大和リース株式会社 大阪本店 ○ 指定の期間 令和6年4月1日～令和26年3月31日（20年間） | |

| | |
|--|--|
| 議案第85号 | 工事請負契約の変更について（市道野々宮3号線橋梁上部工事） <div style="text-align: right;">【契約検査課、道路課】</div> |
| <p>○ 契約の金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前の金額 516,815,200円 ・ 変更後の金額 525,306,100円 <p>○ 変更の理由 砕石処分等に要する費用について減額となる一方で、それを超える労務単価の上昇及び予期し得なかった物価上昇に伴う一部資材価格の高騰が生じたため。</p> <p>〈原契約〉</p> <p>○ 契約の相手方 大阪市西区新町二丁目4番2号 川田建設株式会社・村上建設株式会社市道野々宮3号線橋梁上部工事 特定建設工事共同企業体 代表者 川田建設株式会社 大阪支店</p> <p>○ 工事場所 茨木市野々宮二丁目ほか地内</p> <p>○ 工事内容 プレベーム合成桁橋 L=79m W=10m プレベーム桁橋工、橋梁付属物工、舗装工、護岸工、護床工、仮設工 各一式</p> <p>○ 工事完了予定日 令和6年3月15日</p> | |

○ 補正額 3,469,292千円（補正後 118,300,075千円 － 補正前 114,830,783千円）

〈歳入〉

| | |
|-----------|-------------|
| ・市税 | 369,206千円 |
| ・地方特例交付金 | △12,455千円 |
| ・地方交付税 | 957千円 |
| ・分担金及び負担金 | 1,570千円 |
| ・国庫支出金 | 2,624,349千円 |
| ・府支出金 | 7,384千円 |
| ・寄附金 | 1,754千円 |
| ・繰越金 | 402,257千円 |
| ・諸収入 | 20,470千円 |
| ・市債 | 53,800千円 |

〈歳出〉

| | |
|--------|-------------|
| ・人件費 | 131,132千円 |
| ・物件費 | 221,819千円 |
| ・扶助費 | 107,238千円 |
| ・補助費等 | 2,874,377千円 |
| ・投資的経費 | 134,726千円 |

・繰越明許費補正

| | |
|------------------------|-----------|
| （追加）就農者育成施設等整備事業 | 12,000千円 |
| （追加）エール茨木プレミアム付商品券発行事業 | 100,000千円 |
| （追加）小学校営繕事業 | 25,000千円 |
| （追加）中学校営繕事業 | 16,130千円 |
| （追加）農林業施設災害復旧事業 | 28,356千円 |

・債務負担行為補正

| | |
|---------------------|-----------------------------|
| （追加）コミュニティセンター指定管理料 | 311,000千円 |
| （追加）市民総合センター指定管理料 | 830,000千円 |
| （追加）東市民体育館指定管理料 | 325,000千円 |
| （追加）保健医療センター指定管理料 | 1,388,000千円及び市が必要と認める事業実施経費 |
| （追加）ダムパークいばきた指定管理料 | 1,494,000千円及び市が必要と認める事業実施経費 |

| | | |
|-----------------------|--------------------------------|----------|
| 報告第22号 | 令和5年度上半期大阪府茨木市財政状況報告について | 【会計室】 |
| ○ 令和5年9月30日現在の財政状況の報告 | | |
| 報告第23号 | 令和5年度上半期大阪府茨木市下水道等事業業務状況報告について | 【下水道総務課】 |
| ○ 令和5年9月30日現在の業務状況の報告 | | |
| 報告第24号 | 令和5年度上半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について | 【水道総務課】 |
| ○ 令和5年9月30日現在の業務状況の報告 | | |

令和5年度一般会計補正予算(第4号)総括表

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 予算額 | 左の内訳 | | 主な内訳 |
|------------------|-------------|------------|------------|--|
| | | 特定財源 | 一般財源 | |
| 1 市 税 | 369,206 | | 369,206 | 個人市民税 42,394 固定資産税 294,047 都市計画税 32,765 |
| 10 地方特例交付金 | △ 12,455 | | △ 12,455 | 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金 8,766 地方特例交付金 △21,221 |
| 11 地方交付税 | 957 | | 957 | 普通交付税 |
| 13 分担金及び負担金 | 1,570 | 1,570 | | 農林水産施設災害復旧費分担金 |
| 15 国庫支出金 | 2,624,349 | 2,624,349 | | 地方創生臨時交付金 2,616,059 耕地等災害復旧費国庫補助金 14,371 |
| 16 府支出金 | 7,384 | 7,384 | | 地域医療介護総合確保基金事業費補助金 |
| 18 寄附金 | 1,754 | 1,754 | | 交通安全対策事業寄附金 |
| 19 繰入金 | 402,257 | | 402,257 | 財政調整基金繰入金 |
| 21 諸収入 | 20,470 | 20,470 | | 印紙売りさばき収入 |
| 22 市 債 | 53,800 | 53,800 | | 就農者育成施設等整備債 23,400 小学校校舎整備債 18,400 中学校校舎整備債 12,000 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 補正額 A | 3,469,292 | 2,709,327 | 759,965 | |
| 補正前の予算額 B | 114,830,783 | 50,871,089 | 63,959,694 | |
| 補正後の予算額 A + B | 118,300,075 | 53,580,416 | 64,719,659 | |

令和5年度一般会計補正予算(第4号)総括表

(歳 出)

(単位：千円)

| 款 | 予 算 額 | 消 費 的 経 費 | | | | 投 資 的 経 費 | そ の 他 の 経 費 |
|------------------|-------------|------------|------------|------------|------------|--------------|----------------|
| | | 人 件 費 | 物 件 費 | 扶 助 費 | 補 助 費 等 | | |
| 1 議 会 費 | △ 17,391 | △ 16,776 | | | △ 615 | | |
| 2 総 務 費 | 55,161 | 22,759 | 20,092 | | 12,310 | | |
| 3 民 生 費 | 2,531,539 | 100,649 | 46,059 | 207,039 | 2,170,408 | 7,384 | |
| 4 衛 生 費 | △ 59,796 | △ 59,796 | | | | | |
| 5 労 働 費 | 9 | 9 | | | | | |
| 6 農 林 水 産 業 費 | 26,940 | △ 5,379 | 3,819 | | | 28,500 | |
| 7 商 工 費 | 794,623 | 378 | 99,211 | | 695,034 | | |
| 8 土 木 費 | 122,032 | 80,922 | 1,154 | | 600 | 39,356 | |
| 9 消 防 費 | 59,208 | 60,370 | △ 557 | | △ 605 | | |
| 10 教 育 費 | △ 61,389 | △ 52,004 | 52,041 | △ 99,801 | △ 2,755 | 41,130 | |
| 11 災 害 復 旧 費 | 18,356 | | | | | 18,356 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 補 正 額 A | 3,469,292 | 131,132 | 221,819 | 107,238 | 2,874,377 | 134,726 | |
| 補正前の予算額 B | 114,830,783 | 18,219,804 | 21,022,860 | 31,301,895 | 10,537,495 | 18,918,199 | 14,830,530 |
| 補正後の予算額 A + B | 118,300,075 | 18,350,936 | 21,244,679 | 31,409,133 | 13,411,872 | 19,052,925 | 14,830,530 |

補正予算（第4号）の内容について

1 基本方針

長期化する物価高騰等への対応として、地方創生臨時交付金等を活用し、厳しい経済状況にある市民生活や事業活動を支援する施策を実施する。

また、教育環境の充実や農業振興策の推進のほか、豪雨災害等によって被災した農地の災害復旧など、直面する行政ニーズ・行政課題等に対応した事業を実施する。

なお、年度内に完了しない事業について繰越明許費を設定するとともに、指定管理料等について債務負担行為を設定する。

2 物価高騰・感染症への対策

(1) 物価高騰対策

(単位：千円)

| 事業 | 内容等 | 事業費 a | 特定財源 b | 一般財源 c=a-b |
|--|--|-----------|-----------|---------------|
| 非課税世帯への支援 | | | | |
| 非課税世帯への価格高騰緊急支援給付金の支給 【地域福祉課】 | 物価高騰等に直面し、厳しい経済状況にある住民税非課税世帯の生活を支援するため、価格高騰緊急支援給付金を支給する。 <対象>住民税非課税世帯(令和5年度分) <支給額>1世帯あたり7万円 【財源：国 2,216,059】 | 2,216,059 | 2,216,059 | |
| 市民生活・事業活動の支援 | | | | |
| プレミアム付商品券の発行<第2弾> 【繰越明許費】 【商工労政課】 【18頁参照】 | 長期化する物価高騰等により、厳しい経済環境にある市民生活や事業活動を支援するため、市内飲食店や小売店舗等で利用できるプレミアム付商品券を第1弾に引き続き、第2弾を追加販売する。 <販売額等>5,000円分の商品券を2,000円(プレミアム額3,000円/枚)で販売、一世帯あたり購入：上限2口 <使用期間>令和6年2月～3月下旬 <対象店舗>市内大型店、飲食店や小売店・サービス業等 ※第1弾の商品券についても令和6年3月下旬まで使用可 【財源：国 400,000】 | 802,257 | 400,000 | 402,257 |

(2) 感染症対策

(単位：千円)

| 事業 | 内容等 | 事業費 a | 特定財源 b | 一般財源 c=a-b |
|---------------------------------|--|----------|-----------|---------------|
| 介護施設における感染対策 | | | | |
| 介護施設等における簡易陰圧装置の設置補助 【長寿介護課】 | 介護施設等における感染症対策を推進するため、事業所に対し、感染拡大を抑制する簡易陰圧装置の設置に係る経費を補助する。 【財源：府 7,384】 | 7,384 | 7,384 | |

3 行政ニーズ・行政課題等への対応

(1) 交通安全施策の推進

(単位：千円)

| 事業 | 内容等 | 事業費 a | 特定財源 b | 一般財源 c=a-b |
|-----------------------------|---|----------|-----------|---------------|
| 自転車用ヘルメットの普及 | | 1,754 | 1,754 | |
| 自転車乗車用ヘルメットの普及啓発 【交通政策課】 | 自転車乗車用ヘルメットの着用促進や各地域での普及啓発を進めるにあたり、各地域で啓発活動を行う高齢者交通安全リーダーや着用モニター（公募）にヘルメットを貸与する。 【財源：寄附金 1,120】 | 1,120 | 1,120 | |
| 自転車乗車用ヘルメットの着用支援 【交通政策課】 | 自転車乗車用ヘルメットの着用を支援するため、ヘルメットの購入に係る費用について補助を行う。 ＜対象＞安全基準（SGマーク等）を満たした自転車用ヘルメットを令和6年1月以降に購入した65歳以上の市民 ＜補助額＞上限3千円（1人につき1回限り） ＜申請＞令和6年1月～2月に電子申請により受付 【財源：寄附金 634】 | 634 | 634 | |

(2) 教育環境の充実

(単位：千円)

| 事業 | 内容等 | 事業費 a | 特定財源 b | 一般財源 c=a-b |
|---|---|----------|-----------|---------------|
| 小中学校のトイレ整備 | | 41,130 | 30,400 | 10,730 |
| 小中学校トイレの洋式化等に向けた設計委託の実施 〔繰越明許費〕 【施設課】 | 教育環境の充実を図るため、老朽化した小中学校トイレを改修（洋式化等）するにあたり、設計委託を実施する。 委託〔小〕穂積小、白川小、西小、西河原小 〔中〕天王中、北陵中 【財源：市債 30,400】 | 41,130 | 30,400 | 10,730 |

(3) 農業振興策の推進

(単位：千円)

| 事業 | 内容等 | 事業費 a | 特定財源 b | 一般財源 c=a-b |
|--|--|----------|-----------|---------------|
| 就農環境の整備 | | 32,319 | 23,400 | 8,919 |
| 就農者育成施設等の整備 〔繰越明許費〕 【農林課】 【19頁参照】 | 農業従事者の担い手不足の解消に向け、就農意欲のある非農家を育成するため、営農活動に必要な倉庫や農業用ハウス等の整備やトラクター等の機器を購入する。 消耗品、工事、備品購入 【財源：市債 23,400】 | 32,319 | 23,400 | 8,919 |

(4) 豪雨被害等への対応

(単位：千円)

| 事業 | 内容等 | 事業費 a | 特定財源 b | 一般財源 c=a-b |
|-------------------------------|--|----------|-----------|---------------|
| 農地被害等への対応 | | 18,356 | 15,941 | 2,415 |
| 農業施設の災害復旧 【繰越明許費】 【農林課】 | 令和5年5月から8月に発生した豪雨により被災した農地の災害復旧を行う。 工事 補正額 18,356 = 補正後 31,356 - 補正前 13,000 【財源：国 14,371、分担金 1,570】 | 18,356 | 15,941 | 2,415 |
| インフラ施設の改修 | | 15,000 | | 15,000 |
| 道路舗装等の改修 【建設管理課】 | 豪雨災害等により対応すべき箇所が増加したため、道路舗装等の改修に係る修繕料を増額する。 | 12,000 | | 12,000 |
| 水路施設の改修 【下水道施設課】 | 豪雨災害等により対応すべき箇所が増加したため、水路施設の改修に係る修繕料を増額する。 | 3,000 | | 3,000 |

(5) 年度末までに不足する経費の対応

(単位：千円)

| 事業 | 内容等 | 事業費 a | 特定財源 b | 一般財源 c=a-b |
|----------------------------------|--|----------|-----------|---------------|
| 医療費・細街路整備への対応 | | 234,430 | | 234,430 |
| 子ども医療費・ひとり親家庭医療費への対応 【子ども政策課】 | 受診率等の増加に伴い、子ども医療費及びひとり親家庭医療費を増額する。 | 207,039 | | 207,039 |
| 細街路等の整備 【審査指導課】 | 細街路の整備について、当初の予定よりも申請件数が上回ったため、土地購入費及び補助金を増額する。 土地購入費、補助金 | 27,391 | | 27,391 |

(6) 繰越明許費・債務負担行為

(単位：千円)

| 事業 | 内容等 | 設定額 |
|-------------------------------|---------------------------------|---------|
| 繰越明許費 | | |
| 就農者育成施設等整備事業 【農林課】 | 補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。 | 12,000 |
| エール茨木プレミアム付商品券発行事業 【商工労政課】 | 補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。 | 100,000 |
| 小学校営繕事業 【施設課】 | 補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。 | 25,000 |

(単位：千円)

| 事業 | 内容等 | 設定額 |
|-------------------------------------|---|-------------------------------------|
| 中学校営繕事業 【施設課】 | 補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。 | 16,130 |
| 農林業施設災害復旧事業 【農林課】 | 災害復旧工事等に時間を要することから、年度内に事業が完了しないため。 | 28,356 |
| 債務負担行為 | | |
| コミュニティセンター 指定管理料 【地域コミュニティ課】 | コミュニティセンターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕令和6年度～令和8年度 〔限度額〕311,000千円 | 311,000千円 |
| 市民総合センター 指定管理料 【文化振興課】 | 市民総合センターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕令和6年度～令和10年度 〔限度額〕830,000千円 | 830,000千円 |
| 東市民体育館 指定管理料 【スポーツ推進課】 | 東市民体育館の指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕令和6年度～令和10年度 〔限度額〕325,000千円 | 325,000千円 |
| 保健医療センター 指定管理料 【医療政策課、健康づくり課】 | 保健医療センターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕令和6年度～令和10年度 〔限度額〕1,388,000千円及び市が必要と認める事業実施経費 | 1,388,000千円 及び市が必要と認める 事業実施経費 |
| ダムパークいばきた 指定管理料 【北部整備推進課】 | ダムパークいばきたの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕令和6年度～令和25年度 〔限度額〕1,494,000千円及び市が必要と認める事業実施経費 | 1,494,000千円 及び市が必要と認める 事業実施経費 |

第2弾 「エール茨木プレミアム付商品券」の追加販売について

物価高騰等により、厳しい経済環境にある市民生活や事業活動を支援するため、市内飲食店や小売店舗等で利用できるプレミアム付商品券を、第1弾に引き続き、**第2弾として追加で販売**します。

STEP 1 >> 市役所から届く引換券を持参し、郵便局等で商品券を購入



STEP 2 >> 購入した商品券で、参加登録している市内の飲食店や小売店舗等でお買物等



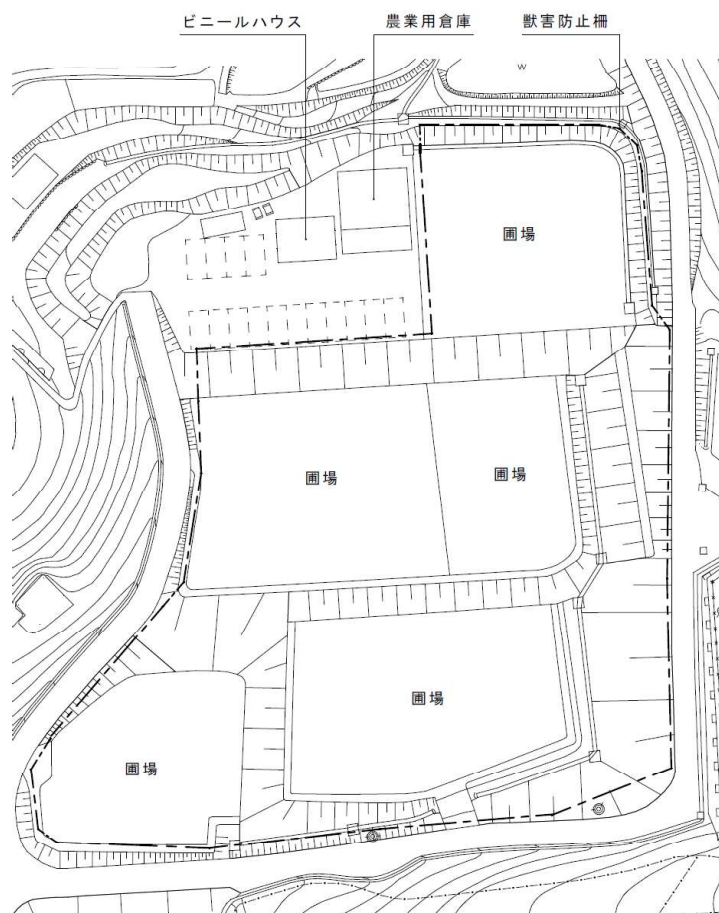
《第2弾の事業概要》

| | |
|---------------|---|
| 概要 | 参加登録した市内の事業者（大型店舗を含むスーパー、飲食店、理美容店等）の店舗で使用できるチケット方式の「エール茨木プレミアム付商品券」を販売 |
| 販売額 | 2,000円で5,000円分(500円券×10枚)の商品券を販売 ※プレミアム率150% |
| 対象者 | 茨木市に住民票のある全世帯（約13万世帯） |
| 購入可能数 | 1世帯につき2冊まで購入可能 |
| 利用期間 | 令和6年2月～令和6年3月下旬（予定） ※なお、令和6年1月末までを使用期間としている第1弾の商品券についても令和6年3月下旬まで使用可能とします。 |
| 購入方法 | 令和6年1月下旬に市から届く引換券を郵便局等に持参し、商品券を購入 |
| 商品券の販売場所 | 市内の郵便局・量販店等で販売予定 ※詳細は後日、広報誌や市HP等でお知らせ |
| 参加登録方法（事業者の方） | WEBで登録（市HPに案内を掲載、登録締切は2月末） ※第1弾において参加登録済みの方は改めての登録は不要 |

就農者育成施設等の整備について

地域農業の維持・発展を目指し、農業を担う新たな人材を育成するため、泉原地区の市有地等で就農者育成施設を整備します。

【農地整備イメージ】



農業用倉庫



ビニールハウス



《施設概要》

| | |
|------|--|
| 場 所 | 茨木市大字泉原 3385 ほか3筆 |
| 施設内容 | 農業用倉庫 [農機具等格納用] , ビニールハウス [播種・育苗用] 実習圃場 [約 2,200㎡] ※ 但し令和6年度は 約1,150㎡ |
| 施設備品 | トラクター [大区画耕耘用] , 耕運機 [小区画耕耘用] 等 |

《就農支援の取組概要(予定)》

| | |
|-------|---|
| 研修期間 | 春夏野菜コース：5～9月 / 秋冬野菜コース：10～2月 ※ 塾生は各コースごとに募集。就農認定には両コース受講が要件。 |
| 育成人員 | 毎年 10名 程度 [令和6年度 5～6名予定] ※有料 |
| 研修内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・栽培管理等の知識や生産技術に関すること ・農業用機械、施設等の操作、整備・安全対策に関すること ・直売所等への出荷・販売、農業経営に関すること ・流通・マーケティングの知識、市場の動向等に関すること 等 |
| 受講終了後 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地の斡旋等、自立化に向けて支援を継続 ※「春夏野菜」「秋冬野菜」の両コースを受講し、一定水準以上の知識と技術があることが認定要件 |